

## 令和5年6月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年6月8日(木) 9:00~9:45

2. 場 所 本山町役場 議員控室

3. 出席委員(13名)

1番 川村 隆重(職務代理者)  
3番 澤田 紀夫  
4番 右城 雄一  
5番 前田 博  
6番 畠山 日出男  
7番 松繁 康雄  
8番 津田 洋介  
9番 松葉 晶夫  
10番 藤原 厚志  
11番 澤田 博  
12番 伊藤 彰信  
13番 福島 敏仁  
14番 山下 文一(会長)

4. 欠席委員(1名)

2番 上田 亜矢子

5. 出席推進委員(1名)

西峯 勇哉

6. 欠席推進委員(1名)

和田 裕盛

7. 農業委員会事務局

局 長 田岡 明  
書 記 樋口 和代

8. 議事日程

議事録署名委員の指名 6番 畠山 日出男 7番 松繁 康雄

会議書記の指名 事務局書記 樋口 和代

第1 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2 農地法第5条の規定による許可申請の件

第3 その他の件

- ・連絡事項等
- ・その他

事務局： ただいまより、6月定例会を開会いたします。  
それでは、会長の議事進行で会議を始めたいと思います。  
よろしくお願いいたします。

会 長： 挨拶・・・  
それでは、議事録署名委員は、6番 畠山 日出男 委員と7番 松繫 康雄 委員に  
お願いいたします。書記につきましては、事務局の樋口となります。  
それでは、議事に入ります。  
議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について、事務局よ  
り説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について  
提案いたします。  
P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P2～P4 参考資料)  
農地法第3条第2項の譲受人の農作業への従事日数(世帯員含めて150日以上)、機械等の  
保有状況はクリアされており、問題はないと考えます。  
現地確認は、令和5年5月30日に、澤田 紀夫 委員と上田 亜矢子 委員をお願いしま  
した。なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員： 補足説明

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、議題1番審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願い  
します。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題1番審議番号1番については承認されました。  
つづきまして、議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号2番につ  
いて、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号2番について  
提案いたします。  
P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P5～P6 参考資料)  
農地法第3条第2項の譲受人の農作業への従事日数(世帯員含めて150日以上)、機械等の  
保有状況はクリアされており、問題はないと考えます。  
現地確認は、令和5年6月1日に、福島 敏仁 委員と山下 文一 委員をお願いしました。  
なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員： 補足説明

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、議題1番審議番号2番について、承認することに異議はございませんか。

委員： 異議なし。

会長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題1番審議番号2番については承認されました。  
つづきまして、議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号3番について提案いたします。

P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P7～P48 参考資料)

P7～P9 現地の位置説明 (P7 全体図 P8 位置図 9 太陽光パネル配置図)

本案件は、令和2年5月に許可をした案件で、3年間の期間が満了になるため再申請があった案件です。申請地は、土佐町田井と本山町大石で昨年まで万次郎かぼちゃの生産をしていました。令和5年4月に万次郎かぼちゃからさつまいもへの作物変更申請が提出されており、現在高知県基盤課からの変更許可を待っているところです。今回は、許可後さつまいもを栽培することとして計画されています。坪井ホールディングス株式会社が上空をかりて発電事業を行い、土佐町酪農組合が営農しています。(実際は、土佐町酪農組合が(株) eneco と業務委託契約を締結しています。)

次の農地法5条申請で一時転用の申請も出されておりますので、営農をしながら太陽光発電を行う営農型太陽光発電となります。

P10 太陽光発電施設の立面図になります。

P11～P16 営農計画書及び営農への計画の見込書が添付されており、農地面積21,300㎡にさつまいもを作付けして、単収見込10aあたり1,440kgとし、地域の平均的な単収10aあたり1,800kgの約80%の収量確保の見込となっています。

P17は、令和5年度から令和7年度までの目標値が示されています。

P18は、栽培管理基準、P19～P21は令和5年度から令和7年度の作業時間目安、P22からP24は令和5年度から令和7年度までの土づくりや植付予定行程表、P25・P26は除礫、耕耘、植付位置図、P27水タンク設置場所、P28からP31が土づくりや除礫のイメージ図及び補足、P32～P41までが作付け方法(断面図・上空図・地上図・拡大図・植え付け図)、P42が管理方法の指示書、P43～P45が令和5年度から令和7年度以降の10aあたりさつまいも栽培計画、P46はさつまいもの販売先になる渋谷食品株式会社の意見書、P47は土佐町酪農業協同組合から作物変更意向書、P48令和5年4月4日に右城雄一委員と一緒に現地確認に行った時のものです。

なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員： 補足説明

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、議題1番審議番号3番について、承認することに異議はございませんか。

委員： 異議なし。

会長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題1番審議番号3番については承認されました。  
つづきまして、議題2番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番「農地法第5条の規定による許可申請について」 審議番号1番について、提案いたします。  
P49をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P7～P48、P50 参考資料)  
議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号3番の関連案件ですので、詳細は省略させていただきます。  
現地は伊勢川山で土佐町田井と本山町大石にまたがっているところで、前回は令和2年5月に農地法第3条と第5条の許可をした案件です。  
P50に事業計画書を添付しています。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、議題2番審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委員： 異議なし。

会長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手。

会長： 全員賛成ですので、議題2番審議番号1番については承認されました。  
つづきまして、議題3番「その他の件」にうつります。  
各委員より報告があればお願いします。

会長： 事務局より何かございませんか。

事務局： 事務連絡

会長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会は、7月13日(木)午前9時00分から本山町役場議場で、提案します。

会長： 事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： それでは次回日程は、事務局提案どおりでお願いします。  
他に何かございませんか。

委員： ございません。

会長： 無いようですので、6月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。